

国民健康保険花巻市石鳥谷医療センター指定管理者の指定について

平成29年12月7日、花巻市は、国民健康保険花巻市石鳥谷医療センターの指定管理者を次のとおり指定いたしました。

指定管理者に管理を行わせる施設の名称	国民健康保険花巻市石鳥谷医療センター
指定管理者として指定した者	花巻市石鳥谷町中寺林第10地割46番地 医療法人中庸会 理事長 似内 裕
指定の期間	平成30年4月1日から平成40年3月31日まで

【指定の理由】

医療法人中庸会は平成20年度から管理している国民健康保険花巻市石鳥谷医療センターの指定管理者としての実績も良好で指定管理者候補者としてふさわしいとの報告を指定管理者候補者選定委員会から受けたことから、花巻市は、病床機能の維持を含む継続した医療の提供が可能と判断し、花巻市議会の議決を経て、医療法人中庸会を指定管理者に指定いたしました。

【指定管理者の業務内容】

- 1 診療及び保健指導に関する業務
 - (1) 診療施設における次に掲げる診療及び保健指導に関すること。
 - ア 診察
 - イ 薬剤又は治療材料の支給
 - ウ 処置、手術その他の治療
 - エ 診療施設への収容
 - オ 健康診断及び健康相談
 - カ 療養の指導及び相談
 - キ 予防接種
 - ク 死体検案
 - (2) 訪問による診療及び保健指導に関すること。
 - (3) 救急患者に対する診療に関すること。
 - (4) 診断書、検案書及び証明書の交付に関すること。
- 2 診療施設及び設備（以下「診療施設等」という。）の維持管理に関する業務
 - (1) 診療施設等の保守及び修繕に関すること。
 - (2) 備品の維持管理に関すること。
 - (3) 患者、その付添人又は来訪者（以下「利用者」という。）による診療施設の設備その他物件の破損に係る調査及び甲への報告に関すること。
 - (4) 診療施設からの退所命令（入院の制限に関する業務を除く。）に関すること。
- 3 利用料金の収納及び減免に関する業務
 - (1) 利用料金の収納に関すること。
 - (2) 利用料金の減免申請の受理、審査及び決定に関すること。
- 4 入院の制限に関する業務
入院の拒否及び退院命令に関すること。

5 診療施設の管理運営に関し市長が必要と認める業務

- (1) 診療施設の管理に関する調査、研究及び資料の収集に関すること。
- (2) 診療施設の利用に関する相談及び案内に関すること。
- (3) その他診療施設の管理運営に関し市長が必要と認める業務に関すること。

【指定管理者候補者選定委員会の審査結果】

平成29年11月14日に開催した指定管理者候補者選定委員会での審査評価基準に基づく書類審査と面接審査の結果は以下のとおりです。

合計得点 614.7点(820点満点) 得点率75.0%

【指定管理者候補者選定委員会の名称及び委員氏名】

国民健康保険花卷市石鳥谷医療センター指定管理者候補者選定委員会

委員長	健康福祉部長	熊谷嘉哉
委員	財務部長	八重樫和彦
委員	花卷市医師会長	三浦良雄
委員	花卷市区長会副会長	佐藤芳彰
委員	花卷市保健推進委員協議会長	杉原典子

【問い合わせ先】

花卷市健康福祉部地域医療対策室

電話番号 0198 (24) 2111 内線523